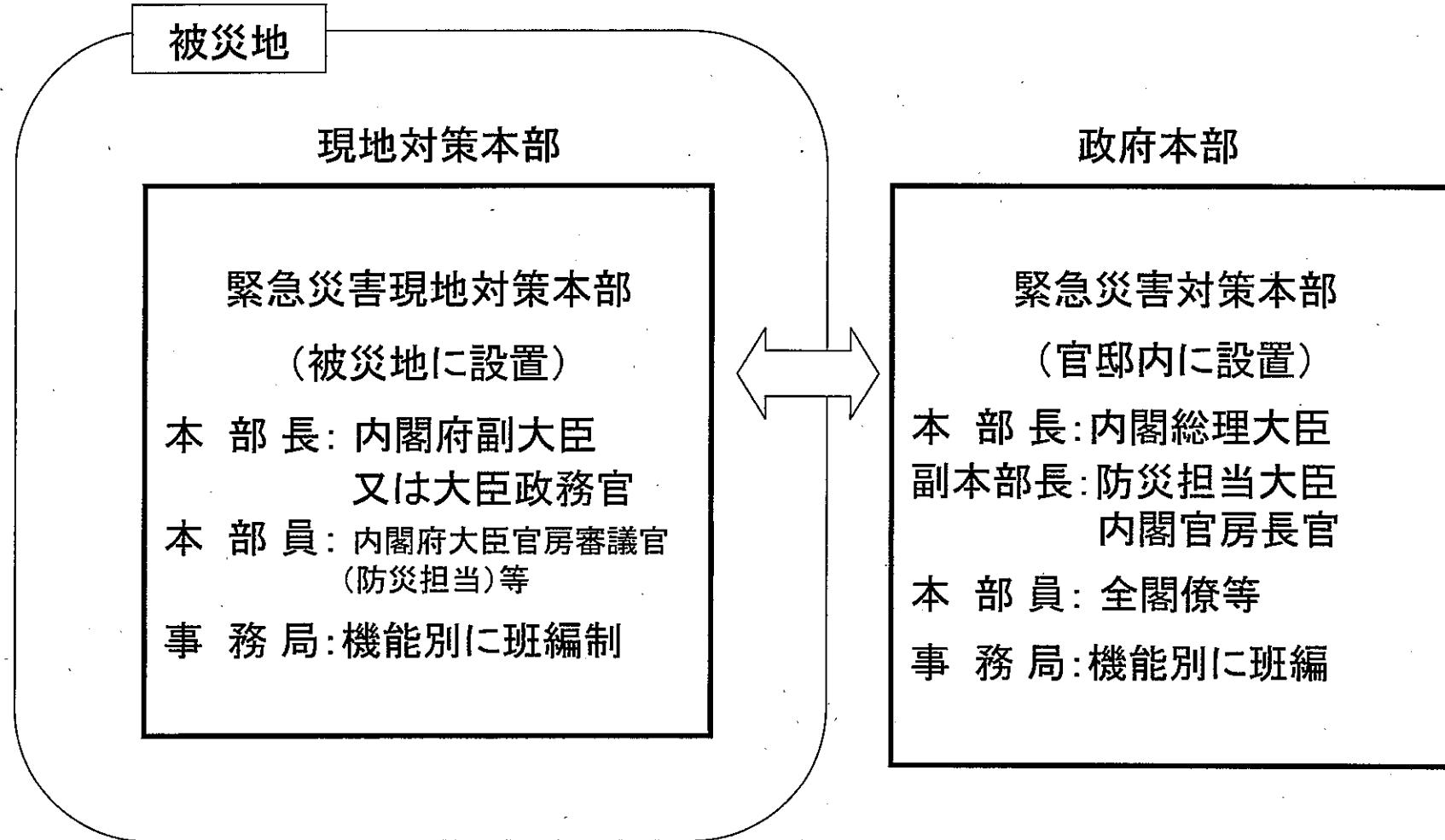


# 大規模震災時の政府本部と現地対策本部



(参考 防災基本計画(平成20年2月修正))

第2編震災対策編

第12 節 自発的支援の受入れ

○大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、国、地方公共団体及び関係団体は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

○国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

(参考 東海地震対策大綱(平成15年5月))

第3章 災害発生時における広域的防災体制の確立

1. 災害発生時の広域対策の効果的な実施

(10)ボランティア及び海外からの支援の受入れ

ボランティアの受付や各種活動の調整を行う広域ボランティアセンターを速やかに設置するとともに、国や地方公共団体の対策本部は、被災地ニーズの的確な提供等ボランティアセンターとの連携を図る。

海外からの支援受入れの可能性のある分野については、国において受入れ体制を整備し、実際に支援の申し入れがあった場合に、迅速かつ円滑な対応がなされるよう措置する。

(参考 東海地震応急対策活動要領本文(平成15年12月 平成18年4月修正))

第9節自発的支援の受入れ

第1 自発的支援受入れの基本方針

東海地震が発生した場合には、国内・国外から多くの自発的支援が寄せられることが予想される。特に、近年のNPO活動の活発化や東海地域における他の地域からの滞在者、外国人等が多いことをかんがみれば、関係機関はこのような自発的支援に対する受入れ体制を迅速にとることが必要である。国及び関係都県は、このような重要性・必要性にかんがみ、広域ボランティアセンターを設置するなどの適切な受け入れのための措置を講じるものとする。

第2 ボランティアの受入れ

1 ボランティアの受入れに関する役割分担

(1) 国の役割

ア緊急災害対策本部

災害発生後速やかに、現地ボランティアセンターのボランティア受付、ニーズ把握等の活動を支援するため、情報の収集伝達(広報等を含む)、ボランティアの派遣、ボランティア団体相互や関係都県との連絡・調整を行う広域ボランティアセンターが設置されるよう、場所の確保等の調整を行う。